

平成20年第8回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成20年12月11日（木曜日）

議事日程 第2号

平成20年12月11日（木曜日）午前9時開議

日程第1 一般質問

- 通告順序3 ◇穂苅 清一 君 —— 1. 国民健康保険料について
2. 幼児教育と保育行政について
- 通告順序4 ◇林 一彦 君 —— 1. 水道事業について
2. 防災計画に基づいた訓練
並びに情報の一元化について
- 通告順序5 ◇原澤 良輝 君 —— 1. 町営住宅の安全対策について
2. 松枯れ対策について
3. 町の意志決定過程について
- 通告順序6 ◇前田 善成 君 —— 1. 駅前開発について
2. 特別支援教育支援員について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番 前田善成君	2番 阿部賢一君
3番 林一彦君	4番 山田庄一君
5番 河合生博君	6番 林喜美雄君
7番 原澤良輝君	8番 穂苅清一君
9番 島崎栄一君	10番 高橋市郎君
11番 久保秀雄君	12番 小野章一君
13番 中村正君	14番 鈴木幸久君
15番 河合幸雄君	16番 鈴木勲君
17番 森下直君	18番 根津公安君
19番 速水一浩君	20番 本多秀律君
21番 倉澤長男君	22番 阿部源三君
23番 傳田創司君	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部 正 記 書 深代和恵

説明のため出席した者

町長 鈴木和雄君	副町長 腰越孝夫君
収入役 大川浩一君	教育長 登坂義衛君
総務課長 鬼頭春二君	水上支所長 阿部一司君
新治支所長 山賀晃男君	総合政策課長 石坂武君
税務課長 木村一夫君	保健福祉課長 林耕平君
生活環境課長 鈴木初夫君	農政課長 阿部行雄君
観光商工課長 林昭君	地域整備課長 岡村章君
教育課長 青木寿君	

開 議

午前9時00分開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

昨日に引き続き、これより本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序第3 8番 穂 荘 清一 1. 国民健康保険料について
2. 幼児教育と保育行政について

議 長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

昨日、すでに2名の質問が終了しております。

本日は、4名の方より昨日に引き続き、順次、質問を許可いたします。

まず、8番穂荘清一君の質問を許可いたします。

8 穂荘清一君。

（8番 穂荘清一君登壇）

8 番（穂荘清一君） 私の一般質問は、1. 国民健康保険料について、2. 幼児教育と保育行政についてであります。

まず、国保料について。町長は、常日頃、町民の生命と財産を守るという発言をされておりますが、その点で1961年にスタートした国民皆保険制度、この中心になる国民健康保険法は、まさに町民の生命を守る上で欠かせないものだと私は思います。

市町村が保険者であり、独自に住民の立場に立った国保の政策を実行するっていうことが出来るわけです。

70年代には、ご存知のように秋田県沢内村で65歳以上のお年寄りの医療費無料化も実現し、それが全国に広がりました。かつては、このみなかみ町の旧3町村においても、70歳以上の医療費無料化で70歳になるのを楽しみにしていた、そういうお年寄りもたくさんいらっしゃいました。

しかし現在は、高い国保料を払えない世帯が、貧困と格差の広がりの中において、非常に増えてきているのが現実であります。

ところが政府は、高齢化社会を迎えようする、こういう今の時、高齢者の医療費の増をくい止めるために75歳以上になれば、いわゆる後期高齢者医療制度、「うば捨て山」とも呼ばれておりますけれども、そういう法改悪によって国民いじめの政策が続いてきたのが現実であります。

特に11年前になりますけれども、1997年の国保料の滞納世帯から市町村が保険証を義務的に取り上げること、つまり取り上げを義務づけてしまいました。そういう国民健

康保険法の改悪によって、どんどん福祉の施策というものは悪化してきたのが現状であります。このときには、自民党、民主党などの賛成で、この法案は進んでしまいましたけれども、日本共産党は当初から、この問題についても含め、このような国民いじめの生命を守るどころか、破壊するような、こういうやり方に対して、今までずっと反対をしてきました。

ご存知のように先般、厚生労働省は、自治体からのいろんな要請や国民の世論に押されてですね、資格証明書について、全国の市町村の実態調査を初めて行いました。

10月から11月にかけてです。この結果、全国の1798地方自治体、市町村がありますけれども、この内の約3割の551の市町村が1年以上の滞納者に対して、1枚も資格証明書を発行していない、そういうことが公にされました。当然のように資格証明書では保険は適用されません。病院の窓口で10割負担ということになってしまいます。

したがって、滞納者への制裁措置であると同時に受診抑制の効果も狙っているのが事実であります。

残念ながら、みなかみ町には、この551市町村の中には、この調査の中には含まれていなかつたと私は思います。

また、全国の資格証明書が発行されている世帯で、中学生以下の子供達が3万3千人もいるっていう、そういうことも明らかになって、毎日連続して、この問題等について、子供の無保険の問題ですが、大きく報道されているのが事実であります。

国会においても、日本共産党は、国会議員がそれぞれの立場で、この問題を取り上げておりますし、地方自治体も隣の新潟県を始め、いくつかの県で、このことについて直談判をしなくちゃならないということでもって、直接に国に対して直談判をこの問題でしているところもあります。

そういう中で、あとでまた詳しく、ご存知だと思いますので省きますけれども、今日の新聞では大きくこの問題が取り上げられて、法改正がされるような運びになりました。

そういう点では、この問題が取り上げられる中で、大きく前進したものと私は、この点については評価しております。

日本共産党は国会でもそうですけれども、私達地方議会においても、いかなる理由があっても、子供に限らず国民健康保険証は取り上げをすべきでないということを今まで主張してきているのが現実であります。

そういう点で考えまして、私の一般質問の通告にあるように、具体的なこととして、①国民皆保険に対する、今述べましたような、そういう今までの制度、これに対する町長のお考えをお聞きしたいのと同時に、②として、国保料の滞納が発生したときに、どうこれを指導、援助しているか。単なる保険証の取り上げということではなくて、どう具体的に指導援助をしているか。③として、子供の無保険者について、どうお考えなのか。國の方針も決まっていますけれども、お考えをお尋ねしたいと思います。

2番については、幼稚教育と保育行政についてであります。

今、町内では教育施設の統廃合計画が進んでいるのが事実です。

その中に、幼稚園と保育所の問題があり、すでに新治地区では3月に統廃合となった須川小学校を大改築して、にいはる保育園と幼稚園を一体化した、認定こども園としてスタートをさせようという、そういう準備が進んでおります。

ところで、この認定こども園に関する法律は、承知のように2年前の2006年10月に施行されており、法律にはちょっと長くなりますが、「就学前の子供に関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、これが根拠になってきております。

つまり、認定こども園として、国に認めてもらうには、幼稚園型とか、保育所型とか、4つのパターンがありますが、いずれかを決めて、法で定めた施設の基準に合わせて、県に認定こども園を申請をするという、そういう仕組みになっているのはご存知だと思います。幼稚園も、保育所も今まで文部科学省と厚生労働省の2つの省庁が本当にちぐはぐな形かもしれませんけれども、責任を持って、いわば公が責任を持ちながら、公営で運営されてきたのは事実であります。これが私は本来の姿であろうと思います。

保育や幼児教育を必要とする、今のそういう社会環境の中から、これを補う意味で無認可の保育園とか、あるいは私立の保育園や幼稚園とか、そういうものも出来てきて、住民の要求をそこで満たしてきているのも現実かと思います。

それが今、ただ単に幼保一体型が良いとか、公設でなく民設民営が良いとかっていうふうに決めつけてしまうのは、私は問題がまだあるのではないかっていうふうに思います。まだそこまで簡単にいかないのではないかと。

それで認定こども園も今、県下でやっと12箇所であろうと思います。これがスタートしてから3年目に入って、全国でもやや増えて来たという感じがありますけれども、全国の保育所が確かに2万箇所ぐらいあるかと思いますけれども、そういう点で見れば、認定こども園の数はごく僅かであります。

様々な問題もそういうなかで発生しております。それで国は、認定こども園の実は見直しの作業を3年目に入ったばっかだけども、やっぱしこれを見直そうという、そういう動きが現実に出てきております。

結論は3月に出されるということになっております。一方で非常にこれ重要なことです、12月2日ですけれども、地方分権改革推進委員会、地方分権の改革推進委員会で略して分権委とかっていうことで言っておりますけれども、第2次の勧告を政府に出しました。その中で重要なことは、いくつかの改革を出しました。

4千件を超える数になるかと思います。

その中に保育所の問題が記載されております。これは非常に大事なことで保育所の設置基準のいわゆる最低基準がありますけれども、例えば、保育室を1人1.98m²とか、あるいは園庭を1人3.3m²の広さとかっていうことでもって、これを緩和する、規制をですね、規制を取つ払う、そういうことによって民間の企業が参入しやすいような、安上がりの保育をしようとする、そういう動きが出ております。

地方への権限移譲という言葉を言えば、良く聞こえるかもしれませんけれども、国の役割をやはり国の責任、これを放棄するような、そういうことによって住民の福祉が後退する、そういうことも懸念されるような動きが出ているのも、これは今後の幼児教育や保育行政をする上で非常に大きな問題が今発生しているのではないかと思います。

そこでお聞きしたいのは、こういうふうな国の動きや背景の中で、①幼児教育や保育行政をどう位置付けているのか、また今後、どういう方向で進めたいと考えているのか、その点を率直にお聞きしたいと思います。

②として、今述べたように、始まろうとしている、このにいはる子ども園や水上地区の第1、第2保育園なんかもありますけれども、こういう認定こども園も出すのであれば、そのあり方についての考え方、私は認定こども園というふうにいち早くどんどん進めるというのはちょっと拙速ではないかという考え方もありますけれども、町はどういうふうな、教育委員会はどういうふうな考え方を持っているのか、その点もお聞きしたいと思います。

③として、国や自治体が責任を持って設置してきている現在の幼稚園や保育所、これを安易な考え方で経費削減になればいいんだとか、あるいは民設民営でいいのか、そこら辺の考え方もですね、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

非常に先程も触れましたように、行政が、上が2本になっています。厚生労働省と教育委員会とですね、そういう関係もあるので、なかなかやれていない部分もあるのかと思いますけれども、そういう点も踏まえた上で、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 穂苅清一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、前段として、沢内村の例等が引き合いに出されました。それをお聞きして、私思ったのですけれども、私が新治村議会議員に立候補したのが、昭和46年でしたけれども、その時の私の選挙公約でありました。70歳以上の医療費の無料化を実施しますということを公約にして、初めて村議会議員に当選をした次第であります。

その時の村長は原澤村長でありますて、大変に福祉に理解がありました。70歳以上の医療費の無料化を原澤村長は実現してくれ、それを65歳にし、それを60歳にしたという経緯があります。

沢内村にも何回か行ったこともありますし、沢内村も新治村に訪れてくれたこともあつたと思います。そういう一つのことを踏まえて、時代の流れと共に今医療制度等については現状のような一つの状況になっておりますけれども、これもやはり地方自治体の財政状況という問題もありますし、さらには高齢化という問題もありますし、いろいろと私自身が歩んできたことを振り返りますと複雑な点がありますけれども、やはり現状におけるところの社会保障制度というものをしっかりとしなければ、この少子高齢化社会は乗り切れないだろうと思いますし、そういう意味からまだまだ奥は深いわけで、それに対する取り組みをしっかりとやっていきたいなと思っているところです。

そこで国民健康保険料についてのご質問でございますけれども、国民皆保険の現状は、町民がいずれかの公的制度に加入をして、一定の自己負担により、安心して医療を受けることができる所以であります。

国民健康保険は、国民健康法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡時等に関して、医療の給付または医療費の支給を行うものです。

しかしながら、本格的な少子高齢化と人口減少、特に団塊世代の高齢化に伴い、医療費が大幅に増加する一方、深刻な財政状況、所得の低迷等で税収の厳しい状況と相まって、運営は極めて厳しい状況にあることはご案内のとおりであります。

国保加入者は、農業者や自営業者の他、退職後のサラリーマン、リストラや倒産による無職者が多く、加えて高齢化率も高く、保険料負担の能力が比較的低いという構造的な問題を抱えています。また、中山間地域は医療費と保険料が反比例しており、バランスの悪いのが実態であります。

国保税の賦課は、課税資料に基づいて適正に行っておりますが、国保税は国保会計の基本であり、常に被保険者負担の公平を図ることが重要であります。

国保税を払わなくて済むなら、誰もが払いたくはありませんけれども、国民健康保険が国民皆保険の一翼を担っている以上、それは許されません。

国保税の徴収については、制度の健全運営と公平性の観点から、特別な事情がない限り、

一年以上滞納している世帯主には被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付しています。

ただ、被保険者資格証明書だからといって、病院等の医療機関にかかれないわけではありません。医療機関等の窓口で、一旦は10割の負担をして頂きますけれども、後から特別療養費として、償還払いによる7割分をお返して、その時に納税相談をさせて頂いております。

なお、災害等で財産に甚大な損失を被った場合は、減免措置もあります。

今後とも、真面目に納税している人が損をすることのないように、納税対策を粘り強く、しっかりと進めていきたいと、このように思っているところでございます。

過去3年間の国保会計の財政状況を見ますと、単年度の実質収支差額は基金を取り崩して穴埋めしている状況であり、依然として大幅な赤字基調が続き、厳しい財政運営が続いております。国保税の収納状況は、滞納整理室の設置によりまして、収納率の向上に懸命な努力を重ねていますけれども、20年度に入りまして、景気等の影響から、さらに厳しい状態が続いております。

国民皆保険を堅持し、この制度を将来にわたり持続可能なものとするために、平成18年に医療保険制度改革法が成立しまして、現在段階的に施行されているところであります。

国保においては、県単位での保険運営を推進するため、高額医療費共同事業の継続と併せて、平成18年10月から保健財政共同安定化事業が実施されております。

そして、県内の市町村保険者の拠出による費用負担の調整が拡充されながら、県単位の財政安定化及び保険料の平準化が図られるように努力をしているところであります。

また、本年4月からは、65歳～74歳のいわゆる前期高齢者は、加入者の偏在による不均衡を是正するために保険者間の財政調整制度が新たに導入されました。一方では、退職者制度が廃止されました。

しかし、65歳未満の退職者の制度は存続をされているわけであります。同時に、75歳以上の後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となりスタートをしました。

この制度については、患者自己負担を原則1割とした上で、それを除く療養給付費は保険料・各医療保険者からの支援金等で分担することになっております。

こうした中で、前期高齢者給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、全ての健保保険者に求められましたが、健保保険料の半分近い金額を負担することにより、負担に応じら切れずに解散する組合が出てきているのが現状であります。

そこで、みなかみ町の国保会計は、各健保組合及び政官健保より前期高齢者加入率により、支払基金を通じて、当初見積もりでは3億7,989万円交付される予定でしたが、決定されましたいわゆる交付決定額は1億9,095万円であり、何と1億8,894万円の減額になってきました。

この制度は、負担額が保険者の加入者に係る保険給付費等の額よりも低い場合には、その差額について、交付金として交付することになっておりますけれども、3年間の間で調整をするということになっているわけです。

しかし、単年度会計で見ますと、この差額をどのように調整したらいいのか、大変い苦慮するところでありまして、このような状態では地方の国保会計はなかなかやっていけないと、そういうことを強く感じまして、現在、国に対し、この制度改革を強く求めているところであります。

したがって、これから國保財政は医療費を見て、国保税を賦課し、お願いしなければ

ならないのが実状であります。

今後も右肩上がりで医療費が、年3～4%増加することが予測されますが、これに対する財源は税収の増加に期待するしかないわけであります。

しかし、後期高齢者医療制度で個々に負担軽減された分は、国保税の賦課に大きな不足が生じ、その額は概算ですけれども、3千万円を超えていっているのではないかとこのように思っております。

さらには、アメリカ発の金融危機から景気の悪化が懸念され、税収の落ち込みを心配しているところであります。

高齢化社会が益々進む中で、この制度をどのように維持していくのか、消費税の増税を含めて、国をあげて議論しなければ、福祉国家の基盤である国民皆保険制度が崩壊してしまうのではないかと心配をいたしております。

また、国保税滞納による保険証の交付の無い子どもがいるのかどうかというご質問でありますけれども、義務教育修了課程までにはおりません。

現在、資格証明書の発行については、31人になっているかと思いますけれども、この資格証明書については、平成17年の合併以後は新規滞納者による資格証明書の発行はしておりません。

やむなく滞納される方には、国民皆保険の主旨を十分に理解していただき、分納納付等を勧める中で、督促行動を通じて納税意識を高めていきたいと、そして、これによって無保険者が出ないように努めていきたいと考えているところであります。

以上が答弁であります。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 就学前の子供たちの教育と保育行政について、穂刈清一議員の質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、月夜野地区には、町立幼稚園が分園を含めて3園と、民営保育園の月夜野保育園、水上地区は民営幼稚園の若栗幼稚園と町立保育園が3園、また新治地区には町立の幼稚園、保育園が1つずつあり、分園を含め合わせて幼稚園が5園、保育園が5園、運営されています。

町村合併後に、これらを含む教育施設全般について、現状を改善する方向等の検討が開始され、まず新治地区においては、3小学校の統合により空き校舎になった旧須川小学校を改修して、認定にいはる子ども園を平成21年4月に開園する計画になっております。

そして、将来はこの施設についても民営化を図ることを指向しています。

また、水上地区ではいろいろ検討した結果、若栗幼稚園と第1、第2の両保育園との統合を考慮して、仮称「水上子ども園」を設立する方向で検討をしています。

最初の構想では、第一保育園の老朽化を解消するために、町が新たに保育園を作り、将来2つの保育園と若栗幼稚園と一緒にした公設民営の子ども園の運営を考えおりました。

しかし、これまでの協議等の中で、若栗幼稚園を運営する学校法人の建明寺から、将来的なことを考えて、当初から「子ども園施設」の建設に当たりたい旨のお話をいただきました。

その後、議会の委員会等にもご報告をさせて頂く中で協議を重ねてまいりましたが、結果として、学校法人に最初から計画に携わっていただき、「民設民営の子ども園」として、

設立する方が、将来的なことを考えると最良ではないかとの方向性が出されました。

現在の進捗状況としては、県の認定申請及び建設設計等の準備に入っています。

月夜野地区においては、子ども数も多いことから、しばらくは現状維持で対応する考えでありますが、月夜野北幼稚園の子ども数が11人と極端に少ないことが課題として浮上しています。そこで、町村合併により一つの町になったことから、月夜野地区においてもやがては幼稚園と保育園の民営化による「こども園」を考えるなど、町全体として幼児教育施設を民営化による運営を進める方向で考える方が良いのではないかというふうに思っています。

さて、公営、民営の問題ですが、これは町の財政状況による対応が出てくることは否めないところであります。幼児教育は全て公営で行うべきという主張も一理ありますが、本町内で実際に行われている民営施設の月夜野保育園でも、全てをお任せして運営しているということではなく、保育に欠ける幼児かどうかなどの入園審査、保育料の決定と徴収、補助金申請等については、現在も教育委員会が行っております。

したがって、今後も運営や経理等の公平性を保つ上から、民営保育園は町が取り扱うことが良いと考えています。

また、施設整備についてですが、穂刈議員の地元である水上地区については、以前に第1保育園及び水上中学校等を視察されて、施設の実態等をご理解していただいていることと思いますが、各施設において老朽化が進み、極めて悪い状態にあり、一刻も早く適切な対応が求められます。

そんな中で議員の皆さんもご存知のように、鈴木町長は自ら水上地区の施設を視察され、早急に各施設の改善計画を施すよう教育委員会に指示されました。

教育委員会では、これを受けて内部協議等を重ねると共に、幼児施設の方向性を検討する中で、若栗幼稚園の経営する学校法人と話し合いを同時に進めてまいりました。

その結果、同学校法人が母体となって、幼児施設を民設民営の立場から経営を行うことがベストであると判断したことは、これまでにご報告させていただいたとおりであります。

また、現在、町では行財政改革を推進しておりますが、その中で施設の統廃合は避けは通れないところであります。

しかし、住民サービスを低下して良いということではございません。今回の水上地区の幼保の一体化施設計画は、早い段階で幼児の安全性を確保できると共に、保護者の方の幼保施設への入園等を選択しやすくなることから、地域にとっても意義ある方向だと考えています。以上をもって、穂刈議員への回答とさせていただきます。

今後ともよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） ご答弁有り難うございました。

町長の当時の村議選に出るときのお気持ちを初めて聞かせていただきまして、医療費の無料化を公約に掲げて当選されたということ、非常に当時の町長のお姿が思いやられて、その公約について、私は改めて認識いたしました。

そういう姿勢でこれからも町長としても姿勢をですね、貫いていただきたいなという気持ちはあります。

そこで先程、資格証明書が31人で、子供はいないということで、それは先程報告したのは10月から11月の始めにかけての551市町村、無保険者の子供の資格証明書発行

に対して、それを解消させるような、そういういた措置を既にしてしまっている自治体だったのですね。ですから、この町については、私もお聞きしてありますけれども、11月の段階で1人の就学している子供の無保険者に対して、短期の保険証を交付したと言うことを聞きましたので、その点は分かります。

で、本当は、私は資格証明書の発行というものはすべきでないということは先程も言いましたけれども、新町になってからは、1件も発行していないと、それは以前からも聞いておりますので、その点については一定の、他の町村と比べれば、評価できるのではないかというふうに思います。

因みに資格証明書を発行している数は、県下では既に確か1万件を超てしまっているのではないかと思います。

そういう点では、今後とも発行しない姿勢で、しかもちゃんと、そういうた滞納が発生するような事態については十分な指導、援助を行う、相談体制を充実させるということが今本当に求められてくるのではないかと私は思います。

そういう点で先程も触れましたように、町長の初期のそういうた信念を、今後もむしろ日の出町のような、あそこはもう75歳以上のご老人に対して医療費を無料化にするということを先般発表いたしまして、4月から施行することになっておりますけれども、そういうことも検討していく必要があるのではないかと、特に高齢者に対する温かい思いやりを求めたいと私は思います。

それと教育長からご答弁いただきまして、その中で今現在、入園の審査とか、あるいは保育園の入園、認可の申請ですか、そういうた基本的な事項については、民営であっても管理をしていると、それで今後は民営であっても町が取り扱うべきだということをちゃんとと言われましたので、その点は安心しました。というのは、なぜ安心したかというと、それを貫いて欲しいのですけれども、先頃、直接契約方式というものが国の方から示されて既にご存知だと思います。

ちょうど、昨日ですかね、厚労省の部会が事業者の検討会が開かれまして、その中で直接契約方式というものが提案されてしまったのですね。

これは先程触れた地方分権第2次の勧告とも関連がある事項なので当然厚労省が動いてくるなと思っていたのですけれども、現実にそのことが動きになって、今日の全国紙にはそのことが載っているはずです。

その中に保育団体が、主な大きな団体が3つほどあります、私立関係なども含めて。

そういう団体が、全部もう反対の意見を出したのですね、直接契約方式については。

そうなってしまうと、本当に杜撰な保育がされると。それで現場においても非常に保育士が困ってしまう、そういう子供の本当に自発的な成長と言いますか、そういうものを支えるという基盤が無くなってしまうということを懸念する声がたくさん出ております。詳しくは後で見ていただければいいかと思うのですけれども。

そういう問題もあるので、敢えて今私は、その直接契約方式に反対する姿勢で、そういうものは認めないという方針で、仮に民設民営であっても公が関与していくという、責任を持っていく、監督していくという、そういう姿勢が大事だなというふうに私は思います。

ぜひそういう姿勢を守ってもらいたいと思います。

もう1点、保育行政については当然、子育て、いわゆる子育て支援政策と非常に密接な関係があるかと思います。そういう点を考えると、先程言いましたように、国はもう2本立てになってきています。それを我が町については、教育委員会が保育園と言いま

ますか、法律的には保育所ですけれども、保育士を管理運営も一緒に一つの窓口としてやってきているわけですね、教育委員会が。それは国の総長の指導から言えば、ちょっと違和感もあるかもしれないですけれども、それは今後もそういう方向で守っていくのかどうか。

承知のように、子育て支援の問題については、保健福祉課がリーダーシップを取っているかと思うので、そういう点の矛盾点をどういうふうに考えて、今後の動き方ですね、町としての、そこら辺もお尋ねしたいと思うのです。時間が来てしまうと悪いんで、よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 一つ、訂正をしていただきたいのですけれども、今の答弁で指摘を受けたのですけれども、私は月夜野幼稚園と言ったようのですけれども、保育園と訂正を願いたいと思います。

それで、ただ今ご質問の問題ですけれども、やはり公共性、公平性ということは、非常に大事なので、これは守っていきたいと、事務とか、そういう面については十分注意をしていきたいと思います。それから、今の福祉との関係なのですけれども、これは私どもには答えられないことなのですけれども、ただ「認定こども園」としますから、司るところは一つの方が良いのだと思いますね。そういうふうに考えていますけれども。

最初、町長の方針もありまして、合併以来、教育委員会で保育園と幼稚園を取り扱っているのですけれども、最初は戸惑いがあったのですけれども、相当、事務の方も慣れて精通してまいりましたので、そういう問題は、今のところ無いと思います。以上ですけれども。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 今、教育長の方から答弁がありました、教育委員会で現在、幼児教育を一本でやっておりますが、認定こども園の関係から、そこに子育て支援の問題が出てきます。

したがって、そうなりますと、やはり保健福祉課の方と教育委員会の方と両方にまたがってきますので、これまた複雑になってきてしまうかなと、これを新年度からどのようにしようか、今までどおりやるか、または統一するか、言うならば、幼児教育等については幼稚園も含めてですね、町長部局の方に入れるか、それは今、検討をしておりますので、方向が決まり次第、また議会の方にもおつなぎしたいと思っております。

それから、あと保険証の関係、無保険者の関係については、義務教育修了まで、中学3年生まではいないという話を先程申し上げました。卒業された方については1人おります。

先程、答弁のとおりであります。以上です。

議長（傳田創司君） 引き続き、関連答弁を行います。保健福祉課長林耕平君。

（保健福祉課長 林 耕平君登壇）

保健福祉課長（林 耕平君） 今、町長からお話しがありましたように、無保険者をなくすために、税の督促の勧奨を進めまして、17年度以降はありません。

37件ほど、17年以前のものがあったわけですが、現在は31人、先日また1人亡くなっていますから、その後、30人になっております。

そういう方向で、これからもなるべく、今保険税については税務課の方で対応をしていただいておりますが、よく説明を申し上げてですね、分納制約、そういうことで無保険

者をなくすということで取り組んでおります。これからもそういうことでやっていきたいと思います。

議長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） 今、課長からも答弁をいただけまして、有り難うございます。

承知のように国の方もですね、今日の新聞を見ますと、これがそうなのですけれども、地方が国を寄り切る、世論が寄り切ったというような形でもって、無保険者の子供を救済する法律が施行されるように衆議院でもって全会一致で可決しております。

そういう点で考えると、短期保険証の発行の場合についても、6ヶ月ということで定められております。そういう点では、たまたま子供がいないということで、みなかみ町については幸いしているわけですけれども、こういう事も理解した上で、今後の資格証明書の発行についても対応して、今までどおりの良い姿勢を守っていただきたいと思うのです。

実際問題、資格証明書を発行する上で、他の町村については、いわゆる機械的に1年滞納したというだけでもって発行してしまっているケースが2割ぐらいあると報道もされております。

面談をして、本当に事情も聞いた上で、じゃ他の対応の仕方が、こういう問題が、こういう方法があるというアドバイスをするようなことをやっている所は8割程度なのですね。

そういう点では、さらにそこ辺をいろんな手立てを講ずる努力もしていただきながら、資格証明書の発行がないような方向で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そういう点をお願いして、私の一般質問は終わりにします。

議長（傳田創司君） これにて8番穂苅清一君の質問を終わります。

通告順序第4 3番 林一彦

1. 水道事業について

2. 防災計画に基づいた訓練並びに

情報の一元化について

議長（傳田創司君） 次に、3番林一彦君の質問を許可いたします。

（3番 林一彦君登壇）

3番（林一彦君） 議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

質問は、水道行政について、それから「みなかみ地域防災計画」に基づいた訓練ならびに情報の一元化についての2点であります。

まず一問目です。みなかみ町は、観光と商工業と農業を基幹とした町であります。

そして、「谷川連峰・水と森林、防人宣言」をし、「森を育み、生命を運ぶ利根川源流の町みなかみ」を謳っております。源流は利根川となり、首都圏2900万人の水瓶となっております。

「水と森を育むエコタウンみなかみ」を策定し、また本年、「みなかみ・水・『環境力』宣言」を行い、全世界に素晴らしい環境の町「みなかみ町」を発信しております。

しかし、この環境の町において、安心して水が飲めないとなると大変な問題であります。

本町には 10ヶ所の水道事業と 13ヶ所の簡易水道事業、8ヶ所の組合管理水道事業があります。

計画給水人口が 5千人以上の場合が上水道であります、100人以上 500人未満が簡易水道、100人未満が小水道と区分されております。

その水道設備・特に浄水施設につきましては、大部分が昭和40～50年代に建設されたものであります、築約40年を経過しております。

その上水処理場の中で、水槽においてはコンクリート製であり、コンクリートの耐用年数は 60 年と言われておりますので少しは安心しておりますが、鉄製の浄水機械においては、耐用年数は約 20 年と言われており、交換時期を遙かに経過しております。

未改修の施設もまだかなりあると聞いております。

また以前に、高橋市郎議員の質問の中でもありましたように、昭和58年においては名胡桃簡易水道で大きな事故が発生しており、住民に健康被害が起きました。

また、本年8月にゲリラ豪雨と呼ばれる大雨が降りまして、猿ヶ京簡易水道が濁度の高い水道水となりまして、住民から苦情が相次ぎ、旅館においては給水車の水による煮炊きとなりました。

水道事業にとりまして、安心・安全・おいしい・安定、これが大切なことは言うまでもありません。そこで老朽化した施設の改築・改修をも含めた、これからのみなかみ町水道事業のお考えを町長にお伺いいたします。

2点めは、みなかみ町地域防災計画に基づいた訓練並びに各課等の情報の一元化についてであります。

みなかみ町地域防災計画は、災害対策基本法に基づきまして、地域並びに町民の生命、身体、財産を災害から守るため、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等について定めた計画であります。

昨年の3月に制定されました。243ページにも及ぶ立派な計画書が出来上がりました。

その後、1年9ヶ月が経過しましたが、私たち住民にとりまして、その計画に基づいた動きがよく見えませんでした。

もしこのままでありましたら、絵に描いた餅であり、訓練し十分に備えができる初めて初めてこの計画が生きてきます。ここで制定してからの町の動き、そしてまた総合訓練等、これから予定している事がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 林一彦議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に水道事業についてであります。

ご案内のとおり、みなかみ町の水道会計は、旧水上町・月夜野町の一部を給水している水道事業と旧月夜野町・新治村の一部を給水している簡易水道事業の2特別会計で行っております。

各施設とも老朽化が進み、順次施設の改修が必要な状態であります。

ご案内の通り、各会計とも大変厳しい経営状況でありますけれども、必要最小限度の修繕等で補っているのが現状であります。

平成20年度は大きな修繕等は行っていませんが、恒常的に使うポンプや電子機器の修繕は適宜修繕を行っているところであります。

昨年、「上下水道経営改善検討委員会」が設置をされまして、各水道の健全経営に向けた調査・研究が行われ、答申を頂きました。

その中には、平成28年度までに旧水上地区の上の平浄水場整備や監視システムの構築、石綿管布設替え約7.1km等で7億5千万円かかります。

旧月夜野地区は、上水道統合整備事業と監視通報システムの構築で6億5千万円かかると言われ、旧新治地区は猿ヶ京、池ノ原簡易水道統合事業や石綿管布設替え工事が約1.5km等ありますと、約3億8千万円となりまして、合計で17億8千万円もかかるということが指摘をされているわけであります。

経営改善検討委員会の検討結果には、満足をしているところでありますけれども、現状の財政状況を考える時に、一般会計からの繰り入れはこれ以上、不可能な状況にあるわけであります。

今後は特別な事情がない限り、基準内繰り入れを基本に事業を進めるしかないと考えているところであります。

そこで基準内繰り入れについては、以前に一般質問でお答えしておりますけれども、これは簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るための制度であり、企業債元利償還金の2分の1や、人件費のうち基礎年金に係る公的負担額や児童手当等の金額が、後年度に交付税で算入されるというものです。

水道事業は、安全な水を安定して供給することが使命であります。老朽化した浄水場等も数多くありますが、まずは安定した水源の確保で浄水設備費の軽減や良質な水の確保を図り、併せて施設の統廃合を進めて管理費の節減に努めたいと考えていきたいとこのように考えています。

また、水源確保は調査・踏査を繰り返して、新たな水源を求める努力をすると共に、昨日一般質問がございました仏岩トンネルの湧水の活用の問題、併せて本町で確保しております大清水トンネルJRの湧水の活用について、引き続いてJRと協議をしていきたいとこのように考えております。

老朽化した施設は、クリプトスポリジュウムやジアルジア等、塩素のみでは死滅しない原虫に効果のある膜処理施設等、時代にあった浄水施設や濾過施設が求められます。

今後、安全な水を安定供給するためにも、財政の許す限り、緊急性の高いところから順次整備を進めていきたいと考えているところであります。

なお、昭和57年の名胡桃簡易水道の水道水による事故のことについてお話をございましたけれども、こういうことのないようにしっかりと巡視等を行い、施設の整備を図り、残留塩素の確認を怠ることなく、これからも進めていきたい、このように思っております。

次に、防災計画に基づいた訓練及び情報の一元化についてであります。

先ず、訓練についてであります、「みなかみ町地域防災計画」は、総合訓練を含めた、様々な形態の訓練が想定されています。

平成21年度は「災害時アクションマニュアル」を作成し、これに基づき職員を対象とする災害対応訓練を予定しております。また、消防団や婦人会等にもご協力を願いまして、災害時を想定した訓練も予定をしております。また、自主防災組織の活動を積極的に支援し、災害時における町民の協力体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

しっかりと災害時のアクションマニュアルを作成いたしまして、これに対してしっかりと訓練が出来るように取り組んでいく決意であります。

続いて、情報の一元化についてであります。防災上の当面の課題として「要援護者対策」と「孤立集落対策」が挙げられます。

町としては、個人情報保護の関連で、目的外利用、第三者利用等で難しい面もありますけれども、防災関係部局と福祉関係部局の連携により、行政内部における情報の共有を進めていきたい、このように考えております。

生活弱者や一人世帯の情報については、ご本人の同意を得ると共に、守秘義務を確保しつつ、可能な範囲で消防団等に提供するなどして、情報の管理・更新に努め、災害時はもちろんのこと、平常時においても支援できる体制を考えていきたいと考えております。

いずれにしても、町の防災計画については、より一層町民の皆さんに理解と協力が得られるように努めてまいります。今後ともよろしくお願ひ申し上げて、答弁といたします。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

（3番 林 一彦君登壇）

3 番（林 一彦君） 水道事業について、再質問をさせていただきます。

先ほどの猿ヶ京簡易水道の被害については、町より調査報告がなされました。

今回のような豪雨が、これからも起こりうる可能性があると、そういった場合は給水停止、また断水にするという答弁がありました。

一番最初に申し上げましたように、みなかみ町は、観光が基幹産業でございますので、また環境の素晴らしい水源の町でありますので、水上地区や月夜野地区、新治地区の温泉地も含めて、給水停止から最低でも3日間は貯水で対応できるような設備を整備していただきたいと思います。大雨が降って、濁りが治まるまでに3日間ぐらいで何とかなるのではないかというお話しですので、最低でも3日間は貯水で対応できるような設備の整備をしていただきたいと思います。

また、先程、町長の答弁の中にもございましたけれども、本町における浄水システムは急速または緩速の濾過処理方法が主流であります。この処理方法による塩素消毒ではクリプトスボリジウムなどの耐塩素性病原微生物が除去できずに問題となっています。また、町では、濁度の高い水が水道水の中に流れてしまうという欠点があります。

前橋市や高崎市などは、高度浄水処理方法や膜濾過方式を取り入れて、安心でおいしい水を提供しております。先程の答弁の中で、基準内の予算でやっていくという答弁がございましたけれども、もし、やりくりで予算が捻出できるように町がなりましたら、我がみなかみ町も優先的に新しい浄水方法への転換をお考え頂きたいと希望いたします。

関連ですので、ここで質問いたしますけれども、水道料金の徴収と水道メーターの検針についてであります。

現在、メーター検針並びに料金の徴収は2ヶ月ごとになっております。これは検針員にかかるコスト削減のためと思われますけれども、これが悪影響を生んでいるように思われます。例えば、一回滞納してしまうと、次の支払いの時は4ヶ月分払わなくてはならないとか、例えば一般的な4人家族の場合1ヶ月の水道料金は、上下水道を合わせおよそ一万円ほどでありますけれども、何らかの理由で一回支払いができないと、次は4万円の支払いとなるわけでありまして、これは本当に大きな額を滞納してしまう温床になると考えられます。

また2ヶ月に一回の検針ということで、検針員の賃金が低くなるため、なり手が不足して、検針員の高齢化が進んでしまうと考えられます。

新治地区を例に挙げますと、20名の検針員が約2千軒の検針を担当しています。

単純に計算して、1名が100軒を受け持つということになります。

一軒当たり70円で7千円、これが収入となります。2ヶ月で一回ですので、1ヶ月3,500円という計算になりますが、これがかなり厳しい数字ですので、若い人のなり手が少なく、現在60代後半から70代が最も多く、80代が2人もいらっしゃいます。

その影響もあるかもしれませんけれども、そういったことから、メーターの数値の読み違いで多額の請求をする事例も起きています。

これらの事例も含めて、徴収並びに検針の再検討が必要と考えますがいかがでしょうか。

議長（傳田創司君） 生活環境課長鈴木初夫君。

（生活環境課長 鈴木初夫君登壇）

生活環境課長（鈴木初夫君） 水道料金の徴収方法についてのご質問ですが、合併時については毎月検針を行っておりました。

しかし、行政改革方針の一反としまして、検針を基本的には2ヶ月に一度の検針としております。しかし、この関係につきましては、大きな旅館や大口使用者、概ね100トン以上の関係なのですが、これについては毎月検針を現在でも行っています。また、給水条例の方にありますように、申し出があれば毎月検針ということは可能でございます。

この毎月検針と2ヶ月の検針をすることにより、概ね400万円くらいの検針賃金が浮いてくるような状況でございます。

新治地区におきましては、高齢化が進んでいたり、検針員の賃金が一度に7千円くらいというようなお話しもありますが、これは各地区も同じような状況があるわけになります。これについてはやはり行財政改革ということで、これが18年7月から施行されているわけですが、水道経営については、大変厳しい状況が続いております。すでにここに来て、2年近く来ておりますが、また大きな問題等が発生した場合は、今後検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

（3番 林一彦君登壇）

3番（林一彦君） 分かりました。これから一つ、要望になってしまふかもしれませんけれども、何年か先になりますけれども、新三國トンネルの工事で飲料に適した湧水が出た場合には、湧水というのは大雨や災害に強いですので、ぜひ自動車通行における汚水排水とは別のラインで、綺麗なままの水をみなかみ町の水道事業に利用できるように、関係省庁に働きかけて頂きたいと思います。

以上で水道事業についての質問は終了させていただきます。

次に、みなかみ町地域防災計画についての再質問に移らさせていただきます。

警報等伝達体制の整備についてあります。現在、月夜野地区と新治地区が防災行政無線、水上地区がオフトーク通信となっております。

このオフトーク通信ですけれども、加入数は地区全世帯の5割以下となっておりまして、電話使用中は緊急放送などが聞けない、こういったシステムとなっております。

また、皆さんご存知のとおり、2011年より地上デジタルテレビ放送となりまして、防災行政無線の許可等、デジタルに切り替えていかなければならないという問題が生じてきています。この事を加味しまして、これから伝達手段等をどのように整備していく計画なのか、具体的に決まっている事、また防災ラジオなど、ただ今検討していることがございましたらお話しいただきたいと思います。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長（鬼頭春二君） 現在、防災無線については、旧町村単位で対応をしてございます。

ご指摘のとおり、旧水上地区についてはオフトークということで、対応をしてございます。現在の加入者率は43.8%ということになっております。

オフトークについては電話回線を使っておりますので、電話使用中は利用できないということがまず一番の問題になっております。今、電話回線も光回線にするということで、普及を進めているところなのですけれども、それを行うとオフトークが使えないという問題が発生することが言われております。

町としても、どういったことで対応していったら良いかということで、検討を進めているところなのですけれども、旧新治・月夜野地区でやっています防災無線と同じ方式で対応していくと考えると、概算なのですが4億円程度かかってしまうのではないかと言われております。今の財政状況からすると、非常に厳しいというふうに考えております。

今、検討しているところでは、地域のエフエムOZEというラジオ局があるのですが、それらも有効な一つの手段かなということで考えております。

ただ、それについてはラジオですから、常に電源を入れておかないと、非常時に聞こえないということが考えられます。

また、消防団員等には携帯電話を使って、非常時に情報を流すという対応をしてございますので、当面の非常時には対応できるのかなというふうに考えますが、町民の皆様に情報伝達するという意味では、まだいろいろな面で検討を重ねないと、財政的なものもありますので、もう少し検討を進めないと対応方針を決められないというような状況でございます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 光ファイバー網については、来年3月までに水上は、75局以外は全部整備されまし、新治地区においては猿ヶ京の66局が整備されない、64局はすべて光ファイバー網が整備されます。今、総務課長からお話しがありましたように、光が入りますと水上地区の場合、オフトークが使えなくなってしまうということが分かっておりまして、これに対する対応をどうにしようか、今総務課長が言われるような方向で検討をしております。

今、エフエムOZEについては、水上地区の場合は、藤原の辺が入らないですよね。

栗沢辺りから入らないと思うのですよね。新治地区も猿ヶ京の方は入らないですよね。

しかし、ある程度アンテナを建てるこによって、それが聞くことが可能になるわけでありますから、そういうことも考える中で、特に水上地区については、防災ラジオ、これが一番安くて、そして個々に情報が上手く伝わりますから、一番よろしいのかなと思っております。現在、エフエムOZEとの協議も進めておりますし、さらにはこれに対して当然、国の方の補助金等も事業などの導入をしていきたいと考えておりますので、そちらの方にも今話を詰めているところであります。

したがって、水上地区の方については、防災無線ではちょっとお金がかかりすぎて無理だろうというふうに思います。それと共に防災無線の場合は、個々に行きませんので、やはり将来的には月夜野地区・新治地区にあっても、災害交信時には今の体制でなくて個々に伝達できるような体制をやはり考えていった方が良いのではないかなど、そうするとやはり防災ラジオですか、これが一番良いような感じを実は持っておりますし、いろいろと検討をしているところです。

この防災ラジオは、昭和村に入るそうですね。そういうこともいろいろと情報を聞いておりますので、一番良い情報の体制を取っていきたいと考えております。

それから、1番目の水道の水源の問題ですけれども、今のお話しですと、新三国トンネルの水が出たらという話なのですけれども、あそこは実はご案内のとおり、悪水で困っているのですよね。酸性の強い水が出るために、トンネルがあのような状況になっておりまして、その悪水のない所を何とかトンネルを開けたいということで、国交省に予算を付けて調査をやっているのですけれども、なかなか見つからなくて弱っているのですが、いつまでもこのような状況にしておけないので悪水に挑戦しながら、トンネルを開けて行こうといふことを検討していると伺っています。

そこで私はいつも思っているのですけれども、水源地域にいながら、やっぱり良い水が飲めないんですよね。

特に新治地区の場合は、これといった良い水源が今ありませんよね。

先程も猿ヶ京のお話しがあったのですけれども、集中豪雨によって、本当に今年は猿ヶ京水道の皆さん方にご迷惑をかけてしまったのですけれども、新たな水源が探せれば一番良いのですけれども、その努力はこれからもしますけれども、それと一緒に合わせまして、先程言ったように、PCタンクに出来るだけ貯水をしておいて、そして濁りの水を給水しないように努力はしていきたいと思います。

さらにはPCタンクの増設ということも場合によったら、考えなくてはならないのかもしれませんけれども、今年のそういう濁度の強い水を給水してしまったということも、そういう経緯を踏まえながら、今後の安全な水を給水できる体制を作るべく、いろいろと努力をしていきたいと思いますので、これからもまたよろしくお願いします。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

（3番 林一彦君登壇）

3番（林一彦君） 答弁の中の防災ラジオにつきましては、コンセントさえ入れておけば、スイッチを入れなくても、FM局の緊急信号でスイッチが入るという優れた、また比較的安価なものでございますので、検討をしているということで安心いたしました。

実は、災害につきましては、能登半島地震で最大の被害を被った石川県輪島市門前町では、全壊44棟、半壊96棟の被害に見舞われましたが、倒壊家屋による死者はなく、行方不明者もゼロだったそうです。ここで注目すべきところは、高齢化率約47%の町が、地震発生から数時間ですべての高齢者の状況を把握できたというところにあると思います。

重傷4人、軽傷11人と、人的被害を最小限に食い止められた事、そしてその理由が、町独自の「高齢者マップ」の存在にあったということあります。

地震発生直後、市役所の門前支所が、町内の民生委員らに災害時対応の優先電話で高齢者らの所在確認を依頼しまして、民生委員たちは高齢者マップを活用して、町内の高齢者宅を戸別訪問し、体調や家の損壊程度を確認しながら、公民館などの避難所に誘導し、発生から約4時間20分後には高齢者全員の状況が確認できたそうあります。

町と民生委員が同じマップを保有、共有したことで連携も取りやすく、実際の活用について、「毎年、台風などが来るたびに何度もそういった実験をしていたために、今回の大震災の時のこういった『本番』でも素早い対応が可能になった。」と言われております。

本町におきましては、災害時に関わる情報、データがたくさんあります。

保健福祉課には介護グループで扱っております高齢者等支援ネットワーク連絡協議会要援護者のデータ、また福祉窓口グループでは、民生委員の関連するところの福祉票による

データ、それから総務課防災グループ・総合政策課情報政策担当など、各々のデータが存在いたします。こうした情報を一元化して共有していただきたいと思っております。

そうすれば、先程、町長の答弁にもありましたけれども、消防団が日頃行っている火防巡回・防火訪問の時に、一人暮らしの高齢者宅の確認ですとか、当人の健康状態ですとか、そういう確認もできて、災害時への備えとなる活動に連携して活用していくと思っております。この計画の中には「緊急消防援助隊」ですとか、「自主防災組織」などを町内全域に早期に組織整備していただきたいと思います。

個人情報等のいろいろ難しい問題もございますけれども、みなかみ町でも、このような他地域の優れた取り組みを参考にしていただき、定期的な訓練を行っていただきまして、有事の際には素早い対応ができるように備えていただきたいと思っております。

そして、環境も良く、また災害にも強い、住民が安全で安心して暮らせる「みなかみ町」になることを願いまして、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（傳田創司君） これにて3番林一彦君の質問を終わります。

議長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時25分より再開いたします。
(10時15分 休憩)

(10時27分 再開)

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言申し出

議長（傳田創司君） 先程、3番林一彦君の質問に対しましての追加答弁の申し出がありましたので、これを許可いたします。

保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長（林 耕平君） 林一彦議員から、能登半島の災害マップのお話がございました。

震災後、危機感を持ちまして、課内でいろいろと検討させていただいた内容がありますので、先程、議員の方からは要望事項と言うことでお話しがあったのですが、21年度に検討したいということで、敢えて追加の報告をさせていただきます。

「要支援マップ」ということで、門前町のお話しがありました。

いざ、災害が起きた時に、どの地域にどういった方がおられるかということをやはり端末を見てから、そこで調べなければ分からぬということでは困ります。寸暇の時間が求められということで、要支援のネットワーク構築をするための事業が、国の10割補助であります、21年度に、この予算を組み、申請が通らないとダメなのですが、申請が通った時にはやりたいと考えております。すでに業者等の見積もり等もいろいろ取らせていただいており、ネットワークの構築に向けてしていきたいと考えております。

要援護者につきましては、要介護者、要身体障害者、知的障害者、精神障害、独り暮らしの高齢者、高齢者の2人世帯、寝たきり、それから慢性疾患を持っていて人工透析患者等の障害のある方、そういうことを全部、網羅いたしまして、ただ先程言いましたよ

うに守秘義務の関係がありますので災害時に活用するということでございます。

ただ、各民生委員さんにつきましては、地元のそういった内容をある程度まではつかんでおりますが、ある程度までなので、その辺を地域との連携を取りながら、災害時にはすぐに行動できるような体制を取りたいということで、構築をしていきたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

通告順序第5 7番 原澤良輝 **1. 町営住宅の安全対策について**
2. 松枯れ対策について
3. 町の意志決定過程について

議長（傳田創司君） それでは引き続きまして、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。
（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 議長の許可をいただきましたので通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。

1として、**町営住宅の安全対策について**であります。

昭和52年前後に建設した町営住宅は、燃料のガスを中心で制御して、台所だけでなく、各部屋まで配管して、暖房等にも使用できるシステムになっていますが、この配管が古くなり、ガス漏れの危険が出てきており、これへの安全対策についてどうかお聞きしたいと思います。

2として、**松枯れ対策について**であります。

町は、緑と森林を誇りにしております。松の枯れが目立ってきております。

今まで赤城山南面方面に多く、原因の「マツノザイセンチュウ」は、寒い地方には及ばないと言われてきましたが、この対策をどうするか伺いたいと思います。

また、原因についても「虫」ではないとの言われ方もされていますが、これへの対応をどう考えるのかもお聞きしたいと思います。

3として、**町の意志決定過程について**であります。

町長印の管理問題なのですけれども、11月の始めに、私は町民に呼び止められました。

その人の心配というのは、ある場所で「町長印が欲しいがどこにあるか。」との質問に対して、「どこどこにある。」という職員同士の会話を聞いたということで、「こんなに簡単に町長印が押せるのか。無断で使用しているのではないか。」との心配からだと思いました。

旧伊香保町で、今は渋川市になっておりますけれども、町長印が無断で「押印」され、裁判になった事件もあります。また、最近では京都家庭裁判所の書記官が判決書や戸籍書類を偽造して、犯罪に利用して逮捕されたという報道もあります。

町に損害が出ないようにとの心配からだと言えますけれども、町の町長印の管理はどうなっているか、お聞きしたいと思います。

また、学校教育問題なのですけれども、教育の重点施策としてですね、一つに水上小中学校一貫校を実践的に研究するというふうに上げております。

18年2月に「町教育施設整備計画検討委員会」を設置し、19年2月に検討結果が答申をされております。そのうちの水上地区学校施設検討委員会は、「水上小、幸知小、水上中を同一校舎新築による小中一貫校として新設」をすると報告をしております。

19年度の「主要施策の成果報告書」というのを作られていると思いますけれども、そ

の中にも、水上小中設計コンペを「県内5社の建築設計事務所により建物の基本設計プラン等のプレゼンテーションを実施し、県の専門家、建築主監の同席により、意見を伺い、採点方式により採用業者を決定した」と、これは3階建てで、9615m²の学校ということとしていると思います。

そして、事業の成果として、「19年度の基本設計プランを決定できたので、町の事業計画のとおり、同20年度基本設計、同21年度に実施設計、同22年度に工事実施の準備が整った。小中一体化した建物のため、小中が連携した、より充実した教育の推進が図られる。」というふうに、この事業を評価をしております。

またその一方で、19年度に「新教育プラン報告書」というのを研究した結果を報告をしております。その中で、町は文部科学省への「小中一貫校の教育特区」の申請をしないことを決めています。特区に認定されなければ、小中一貫校（一体型校舎）を新設することは無理だったのではないかと考えます。

同じ教育委員会と町の中で2つの違う報告書で結論を出していることになるのではないかと考えます。水上中学校校舎のIS値0.29、体育館IS値0.19もこの時点で分かっていたと思いますし、地元と約束した小中一体型校舎は、この時点で建設しない予定ではなかったのではと思われても仕方がないのかなと思いますけれども、のことへの見解をお聞きしたいと考えます。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 原澤良輝議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に**町営住宅の安全対策について**であります。

ガスをキッチン及び浴室だけでなく、暖房等にも使用できる町営住宅は、矢瀬団地の108戸と上河原団地28戸の計136戸が該当します。当該団地は、建設から概ね30年が経過をし、建物自体は少々老朽化をしてきていますが、ガス鋼管の老朽によるガス漏れは考えられません。

何故ならば、ガスは気体であり、配管はコンクリート壁の中に配管しており、腐食することは考えられないからであります。また万が一、ガス器具等の不具合によりガス漏れがあった場合は、メーター器のところに漏洩遮断機が付いていますので、室内にはガス漏れ警報器が全戸に設置しておりますので、今の段階では特に対策を取る必要はないと考えております。

次に、松枯れ対策についてであります。

松食い虫による被害は、西日本の暖かい地方から徐々に寒冷地方へ北上して、現在、秋田岩手の両県まで被害が拡大していると伺っております。

群馬県の松くい虫の被害は、昭和53年県南東部に発生して以来、被害は急激に広がり、昭和62年度には18,895立方メートルまで拡大しました。

その間、被害木の全量駆除等を実施した結果、徐々に減少し、平成10年度にはピーク時の約半数8,700立方メートルまで縮小しましたが、平成11年以降は再び増加に転じていると伺っております。

利根沼田地域は、昭和55年に被害の発生が確認されて以来、被害区域、被害量ともに拡大し、現在では片品村を除く全域で被害が発生しており、みなかみ町の被害量は、平成17年度で31本、平成18年度は74本、平成19年度は96本と増加傾向にあります。

松くい虫駆除対策は、被害木が広域に散在するため、被害木の全量駆除は困難であるこ

とから、将来にわたって、松林として維持するエリアを絞り込み、黒岩八景を含む375ヘクタールを「守るべき松林」として、重点的に保全することとしました。

対策の内容は、被害木を伐倒して、薬剤を散布後、ビニールで被覆して、燻蒸する方法により、被害木について駆除を実施しております。

予防対策としては、地上散布に切り替えて、樹幹注入材を使った予防を必要に応じ行います。また周辺対策として、守るべき松林の周辺松林においては、状況を見て樹種転換を図ってまいります。

次に松枯れの原因は松食い虫のほか、風害などの気象害やツチクラゲ菌、また大気汚染が原因の松枯れもあると言われていますので、様々な原因の松枯れがあるものと思います。

なお、松食い虫による被害の確認は、枯れた松の中にマツノザイセンチュウがいるかどうかで判定しており、必要に応じて利根環境事務所に同定、いわゆる鑑定依頼をしております。今後とも、四季それぞれに美しい景観に趣を与えてくれる、ふるさとの松林を保全するために努力をしていきたいと考えているところであります。

次に、町の意志決定過程について、私の方からは、町長印の管理について答弁をさせていただきます。町長印は、「みなかみ町公印規程」に基づいて管理・使用しております。

これは平成17年みなかみ町訓令第7号によるものであります。

町長印には何種類かありますが、お尋ねの件は、「町長名をもつてする重要文書に使用する」ものと思います。これは、個数は1個で、保管責任者は総務課長であります。職員がこれを使用するときは、通常、所属課長、または所属支所長に公印使用簿によって許可を得た後、決裁済みの原議書を添えて、総務課長に申し出なければなりません。

そして、総務課長席前で該当文書に押印することとなっております。

保管責任者は、総務課長であります。以上であります。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 原澤議員の「小中一貫校の教育特区」についてのご質問にお答えいたします。現在、教育委員会では、平成20年度教育行政要覧に記載されているように、水上小学校一貫校教育の実践的な研究を進めております。

義務教育の9年間を一連の教育課程として考える「小中一貫教育」の取り組みを行い、その中で幸知小学校、水上小学校、水上中学校との交流活動等を推進すると共に、実際にこれらの活動について着手しております。

その活動としては、小中一貫水上地区推進委員会を立ち上げる等、現場の教職員を中心に研究部会を編成して、「算数・数学部会」、「外国語部会」、「行事部会」の3部会により、一貫教育の研究方針や取り組み等について、協議研究を行っております。

また、実践的な交流事業を進めるなどの目的から、平成20年度では13時限の英語授業や算数授業、朝の挨拶運動、校内マラソン大会等の事業推進が組み込まれております。

そこで、ご質問の「教育特区」申請についてでありますが、本町の小中一貫教育は、教育基本法及び文部科学省が示す「学習指導要領」に基づき、現行の6・3制の枠組みの中で、9年間を見通した教育課程を編成して実施するものであります。

したがいまして、本町の計画の場合は、法令及び学習指導要領に基づき、6・3制の枠組みの中で、教育課程の編成・実施をすることになりますので、現状の学校経営と何ら変わりはありません。校舎が一体型であろうと、なかろうと、特区申請をする必要はありません。また、計画されている小中一貫教育の内容としては、小中学校間の児童生徒の交流

や教職員の交流などを通して、計画的、継続的な学習指導や生徒指導などを展開し、学校間の連携、接続の改善及び学力の向上を目指すものであります。

ただし、本町とは違い、東京の品川区等は法令及び学習指導要領の枠内ではありますが、特別な教育課程を編成して実施している場合は、小中学校が離れていても、一体型であっても、特区申請を行い、実施する必要が出てくるものと考えます。

以上、答弁とさせていただきますが、今後とも関係者のご指導、ご協力をお願いいたします。以上であります。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 再質問をしたいと思います。

町営住宅の関係なのですけれども、現在は安くなりましたが、夏から秋にかけて、原油が暴騰をしました。冬の灯油の代わりにということで、ガス暖房ということで、ガス暖房機を購入したが部屋までの配線が壊れて、使えないという事例があったと聞きます。

使えないだけなら、不便を我慢すればという人もいますけれども、各部屋に配管されたガス管が古いということでガス漏れの危険があると感じたわけです。

ガス漏れをどうにするのかということですね。漏れていないか、ガスのメーターで確認をするという答えがありましたので、水道の水漏れの場合は他の線を止めてですね、動いていなければ、水漏れをしていないと思いますけれども、ガス漏れを確認する方法も、そういうふうな方法という言い方をしていることでは、ガスの安全対策には問題があるのでないかということになります。同じ型の町営住宅ということになりますと、そういうふうなことがあるので安全対策を取っていただきたいとお願いをしたいと思います。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 原澤議員の言われたガストーブを使おうとしたら、使えなかつたという事例につきましては伺っております。

それは配管ではなくて、そこにガスのコックと言いますか、壁の所にガスホースをつなぎ込む所の開閉の機具がもう30年も使っていなくて、回らなかったという状態で、無理に回したのでしょうかね、それで壊れてしまった、それで至急取り替えようとしたのですが、それがあまりにも古い機具だったので今現在、それに合う機具が無いということで、ガス配管そのものを替えたと担当者から聞いております。それが1件確かにございました。

そういうことで今後、機具を使いたいと言うことである場合には、ガス事業等と立ち会った中で設置する方向でお知らせをさせていただければなと考えております。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 町営住宅はいろいろ人が出入りすると思います。

そういうガス問題の安全対策については、周知徹底するようにお願いをしたいし、施設が危なくなつた場合は、安全対策を取っていただきたいと思います。

それから、松枯れ対策についてなのですけれども、木が弱れば、虫が入ってくると言われています。ですから、最終的に松枯れであるかどうかというのを確認するときに、「マツノザイセンチュウ」が入っていれば松枯れだと確認をしているものと思います。

でも、いろいろ説がある中で、やはり病気だということで片付けてしまうのは問題があるのではないかと思います。片付けたビニールを沢沿いに置きますと、そこから薬剤が漏

れて、沢に流れていくという危険性もあります。そういう面で、先程の町長の答弁ですと、残すべき所をしっかりと残していくんだと言われたので、その辺の所をいろいろ松が弱らないような方策を取ってもらいたいとお願いしたいと思います。先程、樹種転換ということを言われたのですけれども、それはどういうことなのでしょうか。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） まず、松が弱らないような方策をということですけれども、県と一緒にあって観察をしていくという対処をさせていただいております。

弱ってきたときについては、その松について、今までには、昔は地上散布と言ってきたのですけれども、これはいろいろと害があるということで、樹幹注入ということで松の幹に薬を注入しますと、そうすると4年間、その松は薬が効いているという方法があります。

このようことで一つは対策をして行きましょうということでございます。

それから樹種転換という話ですが、守るべき松林というのが、一定のエリアがありまして、そこに虫が来て、松が弱ってきたという場合は、松食い虫に強い樹脂なのですけれども、それを木の周りに植えて、そのエリアの松を守っていくという方法が樹種転換という方法なのですけれども、それによって松食いを防ぎましょうという考え方があるようなのですけれども、それが樹種転換ということでやっています。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 松を守っていただきたいということなのですけれども、松は野生地を好むという性質があります。現在、いろいろと森林の手入れも出来なくなつて、落ち葉だとか、いろいろな腐葉が貯まって、肥えた土になつてると、そういうものが影響しているのではないかというふうにも考えます。いろいろ森林整備隊などで、森林の整備もされていると聞きましたので、森林整備もしていただきたいと思います。

また、炭を撒くことで効果があるという説もありますので、いろいろな方面からの対策をお願いして、松や緑を大事にしていただきたいと考えます。

公印の問題についてですけれども、こういう事があつてはならないということで、念のために質問をさせてもらったのですけれども、町民がそのような心配を町の中でされちゃいますと、また信用問題にもなると思うので、そういうことがないようにしっかりとした管理をお願いしたいと思います。私も公印を管理したことがありますので、その辺の所は分かっているつもりなのですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

学校問題のことですが、水上小中校の設計コンペの件なのですけれども、これは一体型校舎で9600m²のやつを出したということなのですが、これは20年1月27日に開いたと聞いていますが、これは建物の金額まで出してあるのかということと、5社ということになっているのですが、石井設計以外の他の4社を教えてもらいたいと思います。

それから採点方式ということで、石井さんを決定しましたが、その採点結果の概要が分かれば教えて下さい。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 一体型の校舎についてはあくまでも絵と言いますか、構想ということでやったのですね。5社あって、その中でおおよその金額については課長の方から答えてもらいますけれども、おそらく概算で、この程度のことということで絵を描いてもらったと、

そして5社を募って、審査委員会を設けて、そして点数でもって、石井設計に決まったということであります。詳細は課長から補足いたします。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 1月27日にコンペによって業者選定を行っております。

これについては、建物の金額についても想定した金額、これは教育委員会が想定した金額を持って、全5社に出していました。その金額でどのような設計を外観や内観的なものが実際に検討されるかということで、業者に提示をして、面積等も提示をして出していただきました。その中で採点方法と言うことは、地元の方から委員さんを選任して、その委員さんが採点をして最終的に石井設計を選んでいただいたということになります。

その中で、県の方については参考意見と言うことで、その審査に加わっていただいたというのが、それによって選ばれたということでございます。

全体的なデザインとか、利用的なもの、子供たちの安全性等を踏まえた中で、この業者選定に当たってもらい、5社の中から石井さんが選ばれたというふうになっております。

以上です。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 教育委員会から想定価格ということだったのですけれども、これは25億ということでいいのでしょうか。それから、この石井設計さんというのは、今回補正予算で、基本設計が出ておりますけれども、それに選ばれるということなのでしょうか。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 教育委員会から想定した金額ということで25億以内で設計をしてみて下さいというお願いをしております。デザイン的なものから、全体的なことを含めて、石井さんが地元の委員の中から選ばれたものですから、今後進めていく基本設計についても、石井さんと協議をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 新教育プランの研究の中で、教職員185人にアンケートをしたと伺っております。その教職員の小中一貫教育、一貫校に対する意見、集約というのを教えてもらいたいと思います。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） その件につきましては、今資料等の持ち合わせがございませんので、あとでご報告させてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 私が持っているので、読み上げますけれども、185人のアンケートの結果というのは、小中一貫教育あるいは、ある程度有効であるか、小中一貫教育校は必要ないというのが77%あったと回答をされております。11月5日の水上地区学校施設整備検討委員会の報告では「幸知小学区は「小中一体型校舎」による、統合意見が強く出され、町当局の示した計画変更には同意が得られなかった」と報告がありますけれども、現在の

幸知小学校についてどういうふうに考えているのかお願いします。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） この件については、計画変更があったことはもうご存知のとおりで今年の7月の時点で申し上げて、小中一体型校舎の建設は取りやめということで中学校改築となつたわけです。そのことがあって、非常に説明、協議等は苦労したわけですけれども、その最終的なものについては、この間、全協でご報告したとおりで文書も上げてあると思いますけれども、校舎一体型が出来なければ、水中の改築ということが文言であったと思います。

幸知小については、いろいろな問題があるのですけれども、教育委員会としては、耐震補強をした、改修をした水上小学校に統合をしてもらおうという方針で進んでおります。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 水上中学校の改築という最終的な意見が出てきたと思いますけれども、町の意思を決定する場合、幸知小学校の地区は同意が得られなかつたということで、わざわざ報告書に書いてあります。そういう問題をするときに、請願も出されてきて、非常に幸知小学区の人たちというのは、いろいろ苦労しているんだと思いますね。

そういうことで、そのまま決まりましたということではおかしいんじゃないかと思います。学校の耐震化が大きな問題だと言われていましたけれども、文部科学省の地震防災対策特別措置法が改正によって、国庫補助率の引き上げを決めましたと、学校耐震化の加速に対するお願いという文部科学大臣の要望を発表しました。これが2回にわたって大臣が出していると思うのですけれども、それが町に来たのはいつ頃だったのでしょうか。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 資料がないので、明確なことは答えられませんが、確か今年の7～8月頃だったと思いますけれども。定かでないので、もし必要であれば、調べます。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 最初に全協で、この耐震問題を考えて変更するというのが確か7月16日の協議だったと思うのですけれども、その文部科学省とは別にそういうふうに考えられたということなのですか。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） この関係につきましては、前々から詳細をお話しをしてあるとおりであります。7月16日に、私の方で変更と言うことで申し上げました。

その時は、あれは私のレポートですから、すべてあのレポートに経過が書いてありますよね。耐震診断というのは、昨年行いました。その前からもずっとしてきた経緯がありますけれども、その結果を基にして、一日も早く安全な教育施設にしなくてはならんということで、昨年12月にみなかみ町の教育施設整備計画を作ったわけです。

あの計画に基づいて、耐震補強、または改築等もありますけれども、進めていこうと言うことで発表をしました。その後、今年に入りまして4月ですか、四川の大地震がありました。宮城・岩手の大地震がありました。それを受け、確かに政府は特別措置法を作つて、早くやってくれということで各自治体にそういう方向を出してきたと思いますけれど

も、そのことも私はつないでありますよね。

しかし、それとは別に私の方としては、この町の耐震の実態を見て、このままではおけないと、私自身が昨年の12月に発表したのは平成27年までかかってしまうわけですね。ここまでおくわけにはいかない、一日も早く、一年でも早く、やはり安全な施設しないと大変なことになってしまうだろうと言うことで、実は7月16日に決断をして、議会に説明をしたというのが実態です。その後、その前後だったでしょうかね、やはり文科省の方からはそういう通達は来ているのではないかというふうに思います。

私自身も、自分のホームページか何かにその内容等については書いて、町民の皆さん方に私としての考え方をお知らせをしたという経緯があると思います。そういう流れです。

議長（傳田創司君） 残り時間、あと少々でございます。そろそろ結びの方にお願い申し上げます。

7番 原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 文部科学大臣の発表が6月13日です。その後、もう一回10月になってやっていると思います。町の意思決定機関、過程ということで、質問にさせてもらいました。幸知学区の説明会の議事録も見させてもらいました。いろいろ検討をする意見がある中で、一番苦労して検討した地元に何の説明もなく、先に町の方で議会なり、全協に説明して、決まったから、このとおり変更したいという、そういう決定過程、今回の順序は取ってきたと、そういうふうなことだと非常に地元をバカにしているんじゃないかというふうな声も書いてありました。

ですから、町の意思を決定する場合、そういうことで何年もかけて、もう何十回という検討を重ねてきた結果なのですから、そういうところにまず相談をかけて、それで意見を聞いて、それを説得しながら、やっていくのが筋ではないかというふうに考えます。

ですから、今回的方法については、いろいろ町長なりの考えはあったと思いますけれども、そういうふうに意思を決定する場合には、順序を経てやってもらいたいと申し上げて、質問を終わらせていただきます。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 今の原澤議員の取り方は、要するに町が決めて、それを地元に押し付けたという一つの捉え方ですよね。

私は、7月16日にそんなこと言っていないでしよう。こういう経過の中で、やっぱり私としては、変更をしたいということをまず議会にお話しをしましたね。

このことを地元に話して、いろいろと地元の学区民の皆さん方にも話をして、そしてこの問題をいろいろと詰めていきたいということをお話しをしましたね。そのとおりにずっとやってきたつもりですけれども。

私も何回となく、地元にも足を運ばせていただきました。そして率直に地元のみなさんに私の気持ちも発言もしました。そしてまた、地元におかれましては教育委員会が設置しました検討委員会の中にあって、地元の議員さんも区長さんもPTAも学識経験者も集まっていますね、そこで結論を出したのが先日の報告書なのではないですか。

私は報告書が出ましたので、それを受け、出来るならば小中一体型の校舎を造って欲しいけれども、出来なかった場合は水上中学校の改築をということでしたね。

私自身も、それを受けまして検討をしました。私が一番考えているのは、児童生徒の安全ということを最優先で考えていますから、そういう意味から今回、水上中学校の改築と

いうことで決断をして、基本設計を今議会に出したという経緯です。これで良いのではないでしょうかね。あとはやはり地元の町民の代表である議員さんが、やはり地元の皆さん方といろいろと話し合いもやって欲しいし、また機会があれば、私の方からも話をする気持ちでいます。

議長（傳田創司君） すでに制限時間は経過しておりますけれども、最後の発言を特に許可いたします。

7番 原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 町長は町長なりの説明をしたというふうに考えます。

私が言ったのは、地元が説明を受けた時に、最初にこういう検討をした経過があるんだから、地元に最初にそういう相談があつて良かったのではないかという地元の意見があります。ですから、いろいろ経過があつて、順番があると思うのですけれども、最初のステップについては、やっぱり地元にそういう相談をして、それで話をし、それでまた進めていくというのがいいのではないかと私は思い、そういう発言をさせてもらいました。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 私が、町民の代表である議決機関の議会に、まず最初に話をするのが筋なのではないですか。

その詳細を説明をしてから、それを基にして、地元の学区民の皆様方にもいろいろとお願いをしてきた経緯があります。

議長（傳田創司君） 制限時間は経過しております。

以上をもちまして、7番原澤良輝君の質問を終わりたいと思います。
ご苦労様でした。

通告順序第6 1番 前田善成 1. 駅前開発について 2. 特別支援教育支援員について

議長（傳田創司君） 次に、1番前田善成君の質問を許可いたします。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） 通告に従い、駅前開発について、また特別支援教育支援員についての2点について、一般質問をさせていただきます。

最初に駅前開発について。昔から町の窓口となる駅、特にみなかみ町のような多くの温泉地を抱える町には、6つの駅があります。

上毛高原はもちろん、その中でも湯宿、猿ヶ京、法師温泉などの窓口になる後閑駅、国民保養温泉地に指定されている上牧温泉郷がある上牧駅、全国的に有名な北関東の奥座敷として長きにわたり観光地として栄えてきた水上駅、そして土合駅。

駅と観光地の関係は緊密で、上越線が複線化する際に、多くの温泉組合の方々は、寄付行為をしたそうです。地元の住民の方も大歓迎したそうです。

駅が町を成長させ、また駅を成熟させる、時代と共に、多くの出会いと別れのドラマを繰り返してきたはずです。そのようなことから、駅の周辺風景がのその地区イメージと同一化することは、多くの小説などからも安易に想像できます。

つい最近も伊香保温泉のイメージを壊さずに駅舎を見ただけで伊香保温泉を思い出すような駅と温泉地を結びつけていきたいというコメントがJRから出されています。

みなかみ町もJRとの関係は良好で、水の販売による利益還元と環境整備や駅整備などの事業参加が伝えられていますし、町とJRの一体的な観光ピーアールなども見られます。

駅の存在は、観光だけでなく、文化的なものであり、まして、自動車の所有率の低いお年寄りにとっては特別な思いもみられます。そして、町の特色や地域性も表しています。

そこで、駅、駅周辺の開発についての考え方についてお聞かせ下さい。

次に、**特別支援教育支援員**について。平成19年4月より、特殊教育は特別支援教育に名称変更されました。心身に障害や問題がある特別学級、学校の生徒である1.5%程度の障害のある子供たちだけでなく、昔なら変わった子と言われる軽度の障害の子供たちにも対象の枠が拡大されました。

特に普通学級に通う障害児童のために、19年度は予算250億円で約2万人、20年度、3万人の支援員の賃金が予算化され、各校に1人84万円の予算が交付税参入されています。特に学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある子供への適切な対応が求められ、教師だけでは十分な支援が出来なくなっています。

一見すると普通の子供と同じですが、トムクルーズのような有名人が字が読めない、黒柳徹子のトットちゃんの中で告白したような知能指数が高いのに学習ができない、人の話が聞けない、ほかにじっとしていられない、突然教室を飛び出す、一般的に簡単にできることが理解しにくく不器用である、ぎこちないようなものが見られるような障害児が、1クラス当たり6%、約10人に1人程度見られるようになりました。

普通クラスに、そのような生徒が入っていると、先生がその生徒にかかりきりになってしまい、ほかの子供がよく見られないなどの問題点が出てきました。その解決を目的にし、支援員が導入されています。

当町においても、支援員が在籍する学校もありますが、未在籍の学校において、先生方の中には、熱望する声が多くあります。これから配置計画についてお聞きします。

以上です。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

町内にある上越線の駅、後閑・上牧・水上駅周辺のJRを中心とした駅前開発のご質問であります。まず、駅前周辺の再開発の必要性について、ふれて見たいと思います。

町民生活や観光振興において、駅及びその周辺の利便性・快適性を向上させることは、住環境の整備が図られ、併せて魅力ある観光地づくりに繋がると思います。

さらに町内の各駅は、それぞれの地域の顔であり、再開発によって地域の特色を上手く出せれば、町全体の魅力の創出につながると思います。

また、地球環境の観点から、公共交通機関の利用は二酸化炭素の削減効果も大きく、その利用促進を図る上で、駅を含む周辺整備は極めて大事であると考えております。

いずれにしても、大事なことはJR東日本と緊密な連携を図り、良好な関係を構築することあります。

これが上手くできれば、JRと本町の観光資源、芸術・文化の作品、そして地元企業や産業を結び付けることができ、みなかみ町の着実な発展が約束されると思います。

現在、本町は「レイル&スパ構想」の実現に向けて、JR高崎支社、早稲田大学、群馬県

の各関係者皆さんと協議を重ねておりましたが、9月定例議会でご議決頂きました『みなかみ・水「環境力」宣言』は、申し上げた皆さんと協議して原案をまとめた次第であります。

さらにJR高崎支社のお骨折りにより、JR東日本が100%出資の㈱JR東日本ウォータービジネスから、谷川岳周辺の環境整備を支援して頂くことになりました。

ウォータービジネス社は、谷川岳の天然水・フロムアクア、以前は大清水として天然水を販売していた会社ですが、今年度は販売収益の一部を還元して下さり、一ノ倉沢周辺の道標14基の整備をして頂きました。大変に有難く、心から感謝しているところであります。今後は谷川岳エコツーリズム推進協議会にも参加を願いまして、インタークリターの要請、環境保全、さらに登山道の整備等について協力をいただけることになっております。

前置きが長くなりましたが、それでは順次、各駅の周辺開発について申し上げたいと思います。

まず「水上駅」は、まちづくり交付金事業により、今年度で駅前道路の線形改良と無散水融雪工事が完了します。今後はJRによる駅舎の改築で、町との合築になるかどうか、早急に結論を出さなければなりません。東京芸大の絵画収蔵事業は、今年でその数は60点以上になりました。

現在は利根沼田県民局、沼田警察、新治小学校等に常設展示して好評を頂いております。

そこで駅舎の改築に町も参画して、この際、収蔵絵画の常設展示場を建設し、上越線で芸大生の絵画展を鑑賞するツワー組み、駅前の活性化を図ることも一つの考え方であるなと考えております。いずれにしても出来るだけ早く結論を出したいと思っております。

さらに、駐車場位置の変更等の問題があります。この件は水上旅館組合が、現在、JR高崎支社と協議中でありますので、町も一緒になって実現に努力してまいりたいと考えております。

次に「後閑駅」であります。平成16年に駅周辺整備計画の調査が終了しております。

今後は適切な補助事業等の採択を条件に、財政状況と周辺の道路整備の状況を見ながら取り組んでまいりたいと思います。

本年度から5ヶ年計画で、後閑地区まちづくり交付金事業に取り組みます。

後閑地内の都市計画道路は、町道真政～悪戸線の徒歩橋の新設を含めた道路改良を行い、併せて県道沼田～水上線と町道後閑～真庭線を結ぶ町道駅坂線拡幅改良工事を進めます。

また、町道悪戸～矢瀬線の未供用区間は、企業誘致に併せて整備を進めます。

この路線が完成しますと、上毛高原駅と後閑駅を結ぶ幹線道路ができると共に、月夜野地区が新治・水上地区の要として、町全体が発展する基盤ができることになります。

次に上牧駅は、今年度JR高崎支社により駅舎の改築が行われる予定であります。

先般、上牧区長を始め、多くの皆さんから要望書が提出されました。

要望書の内容は、「現在の駅舎を残して欲しい」、「駅を存続して欲しい」というものであります。前田議員もご承知の通り、上牧駅の無人化に伴い、JRから旧月夜野町が駅舎は無償譲渡、駅舎の敷地は無償貸付を受けて、昭和61年4月から管理してきました。

当時はJRから乗車券の簡易販売の委託を受け、町が雇用した人達によって、乗車券の販売を行ってきました。JRからの委託料は多い時でも経費の半分にも満たない状況でしたが、利用者の利便を図るために昨年6月までの21年間にわたり行ってまいりました。

しかし乗降客数も年々減少し、町の経費も嵩むことから、完全無人化に踏み切りました。

そんな中、上牧駅舎の老朽化に伴い、JRが駅舎を改築するので返還して欲しい旨の要請がありました。町としては、駅舎の利用はJRの乗降客であるので、改築等はJRが行

うのは当然であると判断し、駅舎を返すことにしました。

財産の無償譲渡は、議会の議決が必要であることから、今年の6月定例議会に提案し、全会一致をもってご議決を頂いた次第であります。

要望書は10月3日付で頂きましたので、地元説明会を10月27日、11月3日、27日の3回にわたり開催をしました。説明会では、「地元に説明もせず、議会にかけるとは、地元を無視した姿勢で許せない。」、「観光地であるので、古びた駅舎の情緒は残して欲しい。」、「駅が無くならず安心した。」、「駅舎を直すなら、階段をバリアフリーにして欲しい。」等の意見がありました。

JRの関係者も最初の会議は出席しております、駅舎は当初の計画を見直し、間口は現在の待合室の広さにし、形も現在の駅舎と同じ切り妻屋根にすることにしました。

このようなことから、3回目の説明会で改築することで良いという意見が多く、JRにその旨を伝えたところであります。また要望がありましたバリアフリー化や駅構内放送については、今後、JRと相談をしていきたい、このように考えております。

また以前から、中村副議長より地域の意見として、駐車場整備の要望を伺っております。

現状の駐車場は狭く、特に冬場は県道にはみ出す車があつて危険なので、是非とも拡幅して欲しいとのことでありました。隣接地がJRの土地でありますので、JR高崎支社に協力をお願いしております。調査を約束して下さいましたので、近日中に結論をいただけるものと思っております。今後共、地域に関わる情報をできる限り、聞く機会を設けたいと思います。その時には地域と密接な関係を持つ議員各位に正確な情報を寄せ頂きますようお願い申し上げます。

最後に関連性がありますので、「上毛高原駅」について申し上げます。

ご承知の通り、2014年には北陸新幹線が開通する予定であり、これに伴って上越新幹線の利用者が大幅に減る恐れがあります。

特に湯沢駅から、ほくほく線で上越市方面に向かう客が減ることが予想され、上毛高原駅に停車する「たにがわ」の便数も削減される恐れがあります。仮に、そのようなことになりますと、この地域は大きな打撃を受けますので、そのような事にならないためにも、今から少しでも利用者を増やす努力が必要であると思います。

そのためには駐車場を含めた駅周辺の整備、国道291号線の改良促進、接続する公共交通機関の見直し等について検討・改善し、観光地の駅として利用者に喜ばれ、使いやすい駅にすることが肝要であります。

いずれにしても、駅周辺の整備は直ぐにでも実施したい状況であり、特に上毛高原駅前の再開発は急がなければなりません。この件は群馬県・県土整備部が管轄しておりますので、既にお願いしているところであります。また、観光センターの改修等は、町として取り組まなければなりませんが、教育施設耐震補強、都市計画道路、農業農村整備事業等と言うように、大型の諸事業が目白押しであります。

今後とも、健全財政を念頭に、優先順位をつけながら、取り組んでいきたいと考えていることであります。以上です。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 学校の特別支援教育支援員について、前田善成議員の質問にお答えいたします。みなかみ町は、平成20年度から普通学級に籍を置く特別支援を必要とする児童生徒に対して、学習面・生活面等の個別での支援活動を行い、担任の先生と支援員との連携

による取り組みを実施しております。

現在、支援員を配置している学校は、古馬牧小学校、水上小学校、新治小学校、新治中学校の4校であります。この配置に際しては、各校の通常学級の状況等を配慮する中で、その必要性が高いと思われる学校を対象に選定しております。

また、支援員への研修等については、県総合教育センターと町教委で実施した3回の研修会に参加してもらうなど、特別支援教育の基礎的な内容と指導方法等について理解を深めてもらっております。その他に毎月の情報交換会を行う中で、利根教育事務所から専門相談員を招いて、指導上の成果や問題点等についても協議をしております。

各学校では、国語、算数、数学等の教科学習の時間を中心に支援にあたっておりますが、児童生徒一人一人の学習状況等を捉えながら、常に指導方針などについても先生と話し合いを進め、適正な対応に努めております。また、現在は今年度の各学校の成果等を収集している段階であります。次年度の支援員配置等についても管内各学校から要望が寄せられているところであります。

今後は、町の財政状況等を考慮しながら、各学校からの要望等に添えるよう取り組んで行きたいと考えておりますので、議員各位を始め、関係者より一層のご指導、ご協力をお願い申し上げて答弁といたします。よろしくお願いします。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） 駅前開発について、再質問いたします。

80～90年代では、新駅ブームがありまして、JRは市町村と積極的に駅建設や駅前開発をやってきました。今もそういう流れが続いているようで、結構、JRによる駅前開発というものが行われているようです。

特にみなかみ町は、JRと良い関係を持っていますから、町長が言われたように、駅前開発、特に水上地区の一ノ倉沢を中心としたそういう開発行為をしてもらえると。

また、後閑駅においては、上毛高原との連携を見据えた中でのまちづくり交付金事業で開発してもらえると。そこで、月夜野地区ということで、まちづくり交付金事業の中に駅前開発、説明会の中で、月夜野地区として駅前開発をしていきたいという説明がありましたので、その駅前開発について、月夜野地区の各駅を含めた形で考えているかどうか、それと駅は文化の発信基地になります。コミュニティであり、地域の活動拠点であるために、地域活性文化事業の補助金を活用した研究開発資金を活用ができます。

昭和村とみなかみ町において、トヨタ財団の地域文化活性化研究資金を活用した、地域産業である養蚕を後世まで伝えるような研究事業が行われています。

その中に集会所だとか、駅の周辺関連施設の整備なども含んでいるんですが、そのような研究事業に参加する意思があるかどうかについてお尋ねします。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 後閑地区のまちづくり交付金事業の関係については、先程町長の答弁にもありましたように、駅坂線、それと都市計画道路である真政悪戸線、この2路線の改良工事、それから駅前の整備については、まちづくり交付金事業では特に組み入れてはおりません。以上です。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 前田議員が言われておりますのは、文化庁が行っている事業かと思います。

これについては、文化財保護法の一部改正に伴って、無形民俗文化財に民族技術というものが新たに加わったということから、現在、文化庁より委託を受けて、調査研究をしている団体がございます。この中に、特定非営利活動法人ということで、ラックという会社が、入っているようですけれども、実際に昭和村で養蚕農家を調査・認定をして、いろいろと事業を行っていると聞いております。

この中には、トヨタ財団という研究助成が受けられるということで、いろいろな事業が伸展しているようでございますけれども、この内容等を読ませていただきますと、「長く地域を培ってきた地域の個性、伝統文化、そこから生まれる生活文化の発露としての建造物や町並みを活かした町づくりを目指していきたい。」という内容も謳われていることから、前田議員は、その辺の所を今言られたのかと思います。

要は、地域づくり整備ということも含めて、農家指定を受けた場合に、トヨタ財団の方から100%補助ということを受けながら、農家の周りの地域整備まで整備を見込まれるような助成を受けられるのかなと思いますので、町の財政が厳しい中で、もしこのような補助金等が受けられるということであれば、今後協議・検討をさせてもらう価値はあるのかなと思います。以上です。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 補助金については、なるべく検討をしていただきて、良い方向が出ればいいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

後閑の駅前周辺の開発ということは、町長の方からも話が出ましたが、上牧駅舎建設の話し合いの中で、そういう条件を提示された話がありましたので、それについて確認事項として、後閑の駅前のまちづくり交付金事業に上牧駅の方も入れて検討していきたいというような答弁がありまして、地元の方の議事録にやっぱり載っているものですから、それについて確認をさせていただきました。

もう1点、地元の話し合いの中で、そういう話が出ていたことで、バリアフリーに対して、2000年から、交通バリアフリー法が施行されて、JRでも日本中の必要な駅に約1億円をかけて、エレベータの設置を行っています。

上毛高原駅でも一部代金を負担して、エレベータの設置ができています。町の方でも少しお金を出したようなのですが、上越線は昭和初期の丘蒸気の線路の形態を残していますので、どの駅においても、老人に優しい駅にはなっていません。お世辞にも老人に優しい駅とは言えません。群馬県では、この法施行に伴って、県土整備局で鉄道整備促進法、鉄道事業者が実施するバリアフリー化に対する補助が出されています。

県の補助を活用して、スロープだとか、エスカレータやエレベータの設置に取り組む考えがあるかお聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） 上牧駅をまちづくり交付金事業の中に入れるというのは、先日、上牧駅建設の説明会に行ったときには、私は言った覚えはないのですよね。

ただ、どういうふうに間違えられて取られたのかっていうのは、ちょっとわからないのですけれども、まちづくり交付金事業に入れてやることは出来ないだろう、と言いますか、出来る、出来ないというのは私の立場からは言えなかつたと、後閑駅については、町長答

弁にもありましたように、平成16年度に月夜野町で調査計画事業があつて、自由通路とか、そういう整備が成されていると、計画が出来ていると、ただ、これが後閑の区長さんなどにも、説明をさせていただいたのですけれども、財政の状況等を見ないと手がつけられない状況でありますという話です。

それから、駅のバリアフリー化なのですけれども、県の交通政策課が担当になると思いますけれども、国の補助金があつて、県があつて、そして事業者の負担がもちろんあつて、あと自治体の負担もあるということなのですけれども。まず、県の考え方とすると、乗降客が多い駅、これがまだ全部出来ていないので、そちらを優先せざるを得ないということで、上毛高原駅のエレベーター設置についても県はそれは認めない、ですから国からJRさんが、直接国からは支援をしていただいて、あとはJRさんが県の分も負担して、町は町の負担をしていただきたいということでエレベーターの設置ができたという状況です。

もちろん町の中にある駅がバリアフリーになるように、今後も県の方にはお願いをしていかなければならぬのだろうと思いますけれども、今言いましたように、かなり大きな駅でもまだ設置が出来ていない所を県は優先していかなくてはならないと伺っているのが現状であります。

そんな中で、要望が出ました「雪が吹き込む、階段が長い、何とか出来ないか、放送設備がなく無人化の駅なので、例えば電車が雪で止まったときに子供たちがあそこでずっと待っていなくてはならない。」ということもお聞きしていますので、その辺については何とか対応が出来ないか、事業者であるJRさんの方には、これからもお話しをしていきたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） まちづくり交付金事業については、出来ないと言うことで、それを回答をいただいたということで進みたいと思います。

ただ、エレベーター設置については、一昨年、ローカル線である吾妻線の中之条駅が県の補助をもらいまして、エレベータを設置していますので、上毛高原よりよっぽど乗降客が少ないといます。そういう中で努力をしていただければ、補助の方も可能性があると考えます。お年寄りになくてはならない交通手段なので、それを取り巻く地域だとか、観光の町、みなかみ町が本当に住民に対して優しく、住民の利益になるようなまちづくりを行うことを期待、要望しまして、駅前開発の質問を閉じたいと思います。

次に、支援員の方なのですが、特別支援員が配置されるに当たって、効果的に支援をいただくために、みなかみ町として、どのような考え方があるか、特にこの支援員は、教育だけでなく、児童の介護なども中心に活動をしていますので、老人施設で言えば、ヘルパー的な役割を果たしています。文科省の指導書の中でも、障害支援のためのNPO、また社会福祉協議会との連携を推進していますし、そのような考えで、特別支援教育支援員の活用を考えているか。また、教員の免許を必要としないために、教員であれば普通に分かるようなことが、支援員にはわからないという問題もよく起こっているようです。教育現場での指導方針だとか共通したものがなく、そういう中で指導要綱、また指導方針などを研修していく市町村もあるようですが、それについて町ではどのように考えているか、この2点についてお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 支援員の学校外でのということですか。学校の他の施設でもという意味でしょうか。

1 番（前田善成君） 学校の中で福祉の関係の子供の要素も強いことがあるので、お金がそんなに高いわけではないじゃないですか、給料的には安いので、今持っている施設だとか、NPOの団体などとそういうことをやっているとか、やっていく方向性は、一応文科省の方では指導書で謳っていると思うのです。それについて、例えば、うちも社会福祉法人を持っていますので、そういうものと連携をしてやっていく考えがあるかどうかについて、まず1点聞いているということです。

教 育 長（登坂義衛君） 今のところ、その考えは持っておりません。

それから、今までなかった制度ですから、今お話しのように、非常に学校教育に馴染むのに時間がかかると思うのですよね。

ただ、先程も申し上げましたように、研修はしていますから、そういうことを通して、免許状を持たない方々の仕事になりますので、学校とともに教育委員会も協力をして、一日も早く生きた活動が出来るようにしていきたいと考えております。以上です。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） この関係については、私自身も新治村長の頃にしたことがあります。

須川小学校でしたことがありますけれども、その時はこういう名称ではありませんでしたけれども、村の職員を派遣して、特殊学級にあの頃は確か3年くらいだったかな、3年か4年、補助教諭として付けたことがあります。

前田議員が言われるとおり、知的障害者にありますれば、やはり落ち着いて勉強が出来なかつたり、不意に校庭などに出てしまったり、いろいろそういう場面があるわけですね。そういう時にやはり対応するためには、やはり担任の先生だけではなかなか出来ないので、その支援員として、職員をそこに派遣してやったことがありますけれども、大変に効果が出まして、喜ばれたことを記憶しております。

その後、こういう制度がある程度、定着をして、だんだん広がってきたというような感じがしますけれども、当時は確かに太田と新治とあまりなかったですね。

そんなことを今、思い出しました。教育委員会の方では、その現状について、よく把握していると思いますので、それらをいろいろと聞きながら、これに対する対応をどうすべきか、考えていきたい、このように思います。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） おそらく町長が仰る身障者よりは、今の身障者と認定をされている子供たちは程度が低いと、自分たちもそうなのですが、学年の中にいた勉強していられない子というのが、障害者として認定されるような教育制度になってきています。

特に少子化になっていますので、子供たちが本当に地域の力・資源として、いろいろ社会に適合できるように、一人ひとりに優しい関わりを持って、子供たちに投資していくというようななかたちを目的にして、今回支援員というのが導入されているわけです。

先生達が、いろいろな子供たちの問題を解決するために時間をかけていけるような良い制度ですから、その活用を本当に考えてもらいたいと思います。

それと小中学校以外に幼稚園の方にも、支援員の導入が文科省の方で決められたようです。そうすると、みなかみ町は幼稚園との、民間との関わりについてもいろいろ問題が出てくると思いますので、その辺についても、どういう方向でこれから考えているかという

ことについて、お聞かせ願いたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 先程申し上げたとおりです。

教育委員会の方としても、いろいろとそういう実態をこれから把握していくでしょうか
ら、そういう中で検討をしていくということです。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） では、そういうことで、よく制度を理解していく方向を示してもらったの
で、これで一般質問を終わりにしたいと思います。

議 長（傳田創司君） これにて、1番前田善成君の質問を終わります。ご苦労様でした。

議 長（傳田創司君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議 長（傳田創司君） 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件は、総て終了いたしました。
お諮りいたします。

明12月12日から、16日までの5日間は議案調査のため、休会にしたいと思います
が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、明12月12日から16日までの5日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長（傳田創司君） 12月17日は、会期日程表のとおり、午後1時より会議を開きます。
本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（11時53分 散会）